

2020年9月

お客様各位

マディソン証券株式会社

**金融商品取引業者に係る事業の一部譲渡に関するお知らせ  
兼 個人情報の共有及び金融商品仲介業者の明示に関するお知らせ**

今般、マディソン証券株式会社（以下「当社」といいます。）は、2020年8月20日付けで、金融商品仲介業者である合同会社国富証券貯蓄センターを100%子会社化いたしました。金融商品仲介業とは、お客様に資産運用等のアドバイスを提供し、証券会社等の委託を受けて有価証券の売買の媒介等を行う、比較的新しい業態です。金融商品仲介業は2004年の制度開始以降、業者数の増加傾向が続いており、2020年7月末時点で881業者が登録されています。

なお、合同会社国富証券貯蓄センターは、2020年10月1日付けで合同会社から株式会社への組織変更を行うとともに、商号を「マディソンファイナンシャルアドバイザーズ株式会社」（以下「金融商品仲介子会社」といいます。）へ変更することを予定しております。

今後、当社は、2020年10月8日付けで金融商品仲介子会社に対して、当社の顧客営業部門を譲渡（以下「本事業譲渡」といいます。）するとともに、当社と金融商品仲介子会社との間で金融商品仲介業に係る業務委託契約を締結いたします（金融商品仲介子会社は2020年11月2日より営業開始予定）。これにより、お客様は2020年11月2日以降、金融商品仲介子会社を通じて当社との取引を行うこととなります。現在、当社に在籍する営業員が一部退職の上、金融商品仲介子会社に入社し、引き続き営業業務を担当する予定です。なお、当社は、本事業譲渡後も、これまで同様に国内株式受託業務を中心とした業務を継続させていただきます。

つきましては、当社及び金融商品仲介子会社は、別紙記載のとおり、金融商品取引法第66条の11に基づき金融商品仲介業者の明示を行うとともに、本事業譲渡後の適切な業務遂行のため、お客様の個人情報を業務に必要な範囲内で共有させていただきますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。なお、本書面及び別紙記載の内容に関してお問合せがある場合には、別紙記載の相談窓口までご連絡ください。

最後に、金融商品仲介子会社では現在、当社以外の金融商品取引業者と、金融商品仲介業に係る業務委託契約締結に向け、交渉を進めております。上記業務委託契約が実現した場合、取扱商品が拡充され、お客様の投資ニーズやタイミングにより合った商品提案が可能となることが期待されます。

今後とも、当社をご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 【情報の共有先】

- ・マディソンファイナンシャルアドバイザーズ株式会社  
(※2020年9月末までは、合同会社国富証券貯蓄センター)
- ・マディソン証券株式会社

### 【共有先における利用目的】

- ・金融商品仲介業者とマディソン証券株式会社の内部管理業務を適切に遂行するため
- ・お客様のニーズに即した最良・最適な商品・サービスを総合的にご提案、ご案内するため
- ・上記の業務に付随・関連するサービス・事務等を行うため

### 【共有される情報の内容】

- ・お名前、ご住所、生年月日、お電話番号、職業、お取引のニーズ等のお客様に関する情報
- ・お取引内容、お預かり残高等のお客様の取引に関する情報
- ・上記事項に付随・関連するサービス、事務等を行うために必要な情報

### 【金融商品仲介業者の明示等】

金融商品取引法第66条の11による明示その他注意事項については、下記のとおりです。

## 記

#### 1. 金融商品仲介業者の商号又は名称

マディソンファイナンシャルアドバイザーズ株式会社  
(※2020年9月末までは、合同会社国富証券貯蓄センター)

#### 2. 所属金融商品取引業者等の商号又は名称及び登録番号

マディソン証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第48号  
加入協会：日本証券業協会

#### 3. 注意事項

- ・金融商品仲介業者は、所属金融商品取引業者等の代理権がありません。
- ・金融商品仲介業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融商品仲介業に関して、お客様から金銭又は有価証券の預託を受けません。また、当該金融商品仲介業者と密接な関係を有する者として政令で定める者にお客様の金銭又は有価証券を預託させません。

#### 4. 金融商品仲介業者に所属金融商品取引業者等が二以上ある場合の注意事項

- ・お客様が行おうとする取引について、お客様が支払う金額又は手数料等が所属金融商品取引業者等により異なる場合があります。
- ・お客様には、取引の相手方となる所属金融商品取引業者等に口座を開設する際に、お客様の取引の相手方となる所属金融商品取引業者等の商号を確認していただきます。

- ・金融商品仲介業者の金融商品仲介行為を通じて、所属金融商品取引業者等の二以上に口座を開設しているお客様については、個別のお取引の際に、お客様の取引の相手方となる所属金融商品取引業者等の商号をお伝えいたします。

## 5. 相談窓口

マディソン証券株式会社との取引に関するお客様からのご相談は、以下の窓口において受付いたします。

### ■ 所属金融商品取引業者

所在地：〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町 1-9-2 稲村ビル 6 階

商号：マディソン証券株式会社

電話番号：03-5614-9988

### ■ 金融商品仲介業者

所在地：〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町 1-9-2 稲村ビル 6 階

商号：マディソンファイナンシャルアドバイザーズ株式会社

(※2020年9月末までは、合同会社国富証券貯蓄センター)

電話番号：03-5614-9970

以上